令和４年３月定例会会議録

　令和４年豊郷町議会３月定例会は、令和４年３月２４日豊郷町役場内に招集された。

　１、当日の出席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　１　番　　　　日比野　雄　二

　　　　　　　　　　　　　２　番　　　　辻　本　　　勇

　　　　　　　　　　　　　３　番　　　　中　島　政　幸

　　　　　　　　　　　　　４　番　　　　村　岸　善　一

　　　　　　　　　　　　　５　番　　　　前　田　広　幸

　　　　　　　　　　　　　６　番　　　　高　橋　直　子

　　　　　　　　　　　　　７　番　　　　西　澤　博　一

　　　　　　　　　　　　　８　番　　　　鈴　木　勉　市

　　　　　　　　　　　　　９　番　　　　西　澤　清　正

　　　　　　　　　　　　１０　番　　　　今　村　恵美子

　　　　　　　　　　　　１１　番　　　　河　合　　　勇

　２、当日の欠席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　な　　　　　し

　３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

　　　　　　　　町長　　　　伊　藤　定　勉

　　　　　　　　教育長　　　　堤　　　清　司

　　　　　　　　総務課長　　　　山　田　裕　樹

　　　　　　　　企画振興課長　　　　清　水　純一郎

　　　　　　　　税務課長　　　　山　口　昌　和

　　　　　　　　保健福祉課長　　　　森　　　ちあき

　　　　　　　　医療保険課長　　　　西　山　喜代史

　　　　　　　　住民生活課長　　　　長谷川　勝　就

　　　　　　　　会計管理者　　　　小　西　直　美

　　　　　　　　人権政策課長　　　　西　山　逸　範

　　　　　　　　地域整備課長　　　　岡　村　浩　孝

　　　　　　　　産業振興課長　　　　山　田　篤　史

　　　　　　　　上下水道課長　　　　森　本　智　宏

　　　　　　　　教育次長　　　　馬　場　貞　子

　４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

　　　　　　　　議会事務局長　　　　神　辺　　　功

　　　　　　　　書記　　　　田　中　宏　樹

　５、提案された議案は次のとおり

　　　　議第　６号　　豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第　７号　　豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第　８号　　豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第　９号　　豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１０号　　豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１１号　　豊郷町債権の管理に関する条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１２号　　豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１３号　　令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）

　　　　　　　　　　　≪予算決算常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１４号　　令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

　　　　　　　　　　　≪文教民生常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１５号　　令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

　　　　　　　　　　　≪文教民生常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１６号　　令和４年度豊郷町一般会計予算

　　　　　　　　　　　≪予算決算常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１７号　　令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算

　　　　　　　　　　　≪文教民生常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１８号　　令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算

　　　　　　　　　　　≪文教民生常任委員会委員長報告≫

　　　　議第１９号　　令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

　　　　　　　　　　　≪文教民生常任委員会委員長報告≫

　　　　議第２０号　　令和４年度豊郷町水道事業会計予算

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　議第２１号　　令和４年度豊郷町下水道事業会計予算

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　請願第１号　　国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　意見書第１号　　刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案

　　　　請願第２号　　政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願

　　　　　　　　　　　≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

　　　　辻本勇君の議会広報常任委員会委員辞任の件

　　　　議第２２号　　令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）

　　　　発議第２号　　ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案

　　　　委員会の閉会中の継続調査申し出について

　　　　　　　　　　　　　　　　（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）

　　　　　　　　　　　　　　　　（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）

　　　　　　　　　　　　　　　　（議会広報常任委員会）

河合議長　　皆さん、おはようございます。

　これより３月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は１１名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

　これより会議を開きます。

　（午前９時００分）

　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定により、８番、鈴木勉市議員、９番、西澤清正議員を指名いたします。

　日程第２、議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から、日程第８、議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案までを一括議題といたします。

　これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　議長。

河合議長　　西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

　去る３月４日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案までの各条例議案について、去る３月１１日、委員６名全員出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

　議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の審査では、引下げによって減額になる金額が一番高い人と一番低い人でどれぐらいの改正になるか、資産割を廃止した場合の影響はどうか、国保基金から拠出される額はどれぐらいになるのかなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　議第７号、豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の審査では、今回の条例改正によって平均で幾らの減額になるのか、一番影響を受ける人と一番影響の少ない人では影響額はどれぐらいになるのか、減額を実施する時期の確認や、再任用職員規定により採用職員という表現が示す内容は何かなどが質疑されました。

　質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

　議第８号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案の審査では、条例改正によって特別職の受ける影響額はどれだけか、議員は条例改正の対象はどうか、議員が年間で受ける影響額はどれだけかなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の審査では、条文中の「引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員」と表現される職員はどういう職員を指すのかなど、条文が指す内容について確認がされました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　議第１０号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の審査では、自警団の共済申込みの状況と制度周知の状況はどうか、公務災害補償として認定される活動についての具体的事例などが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案の審査では、最初に総務課長から条例制定で対象になる私債権を一覧表にした資料の提出がありましたので、この資料も参考にして審査を進めました。条例案の審査では、一覧表にデイサービス使用料や畑地を貸し出している行政使用料などが含まれていない理由は何か、一覧表に挙がっていない部分は滞納がないと判断していいのかの確認、多くの課にまたがり私債権の合計が１億１,６００万円を超えているが回収の担当部署の確認と回収体制をどのように考えているか、債権の消滅と時効の援用についてはどうか、滞納者の現状と条例制定による効果、そして、これまでの取組に変化があるのかどうかなどが質疑されました。

　質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案の審査では、中小企業・小規模企業関係団体というのは豊郷町でいえばどこを指すのか、ＪＡ農協や農業法人、認定事業者が対象に含まれるのかといった確認や、条例提案にあたっての条文の理解と整理の状況、大企業と規定する内容はどういうものか、地元企業が組合をつくり、連合やＪＶをした場合の条例解釈はどうかなどが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　これより総務産業建設常任委員会の委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより議第６号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論を行います。

　今回の条例改正により、一人当たり平均で５,３９５円、最も高い人で７万７,８００円、最も低い人でも４００円が引き下げられることになります。このコロナ禍の中で、町民の暮らしと生活が本当に厳しい折、また、この春からは身近な生活必需品の値上がりがめじろ押しの中、国民健康保険税が引き下げられるのは、町民にとってうれしい話であり、歓迎したいと思います。また、同時に長年求めてきた資産割も廃止されることになり、賛成といたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第７号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員　　議長、反対討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員　　議第７号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

　この条例が実施されますと、職員の給料が平均でおおよそ１０万５,０００円、多い人では年間で約１３万、少ない人でも年間で約４万８,０００円の減額になることが委員会審議で明らかになりました。町民のために仕事をしていただくためには、職員の生活は保障されなければなりません。コロナによる経済状況が厳しい中、職員の給料の減額は行うべきではないと考え、反対といたします。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第７号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、議第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第８号の討論に入ります。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第８号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第９号の討論に入ります。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第９号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１０号の討論に入ります。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１０号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１１号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案に対する賛成討論を行います。

　条例は町の法律ですから、時には町民に対して制限、義務を課し、また、利益を受ける場合もありますから、特に新しく条例を定めるときには、その定義、対象を明らかにしておかなければなりません。

　この条例の対象になる町の私債権は、総務課、上下水道課、教育委員会、住民生活課、保健福祉課、医療保険課、人権政策課の７課に及び、その債権は６４３件で、約１億６,０００万円になることが委員会審議で明らかになりました。７課にもわたるわけですから、町全体でこの課題に取り組むことが必要かと思います。

　また、税の公平の観点から債権回収に取り組むことは必要かとは思いますが、町民に不利益を生じない適正な条例の執行を行うべきであることを指摘し、賛成といたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１２号の討論に入ります。討論はありませんか。

鈴木議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案に対する賛成討論を行います。

　条例を制定する際には、その基本理念、定義、条例の対象を明確にしておくことは必要十分条件であります。本条例案審議の中で、例えば、第２条定義の中小企業・小規模関係団体について、法では事業協同組合以下８団体が列記されているがＪＡ等はこの中に当てはまるのかと質しましたが、把握していないとの答弁でありました。また、大企業について、２企業とのことであったが具体的な企業名はと質しましたが、これもはっきりしないとのことでありました。これは、私は、職務に対する誠実さに欠けていると厳しく指弾せざるを得ません。しかしながら、本町は圧倒的に小規模事業者が多く、その振興・発展は非常に大事であり、本条例を制定し、その条例の執行で十分な中小企業の振興を図っていただくようお願いするとともに、今後は調査・検討を行ってから提案することを求めて賛成といたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。

　日程第９、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）から日程第１１、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）までを一括議題といたします。

　これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長　　はい、議長。

河合議長　　中島議員。

中島予算決算

常任委員長　　それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

　去る３月４日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）について、去る３月９日と１０日の２日間にわたり、委員１１名全員出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

　議第１３号の審査では、全体を通じて補正予算の各算定内容や事業内容について質疑がなされました。

　また、主だった内容としては、総務課では、臨時財政対策債の今後の影響や基金額の推移見込みなど。住民生活課では、マイナンバーカードの申請状況や結婚新生活支援事業補助金の実績など。保健福祉課では、３年度の措置入所状況や医療的ケア児童通学支援事業の状況、地域見守り登録者への関わりと今後の活動などについて。医療保険課では、インフルエンザの接種率など。産業振興課では、経営開始型農業次世代人材投資資金事業補助金の減額影響や、とっとまつり中止に伴う代替事業の検討状況についてなど。地域整備課では、地籍調査の取組状況や、県道改築事業負担金の内容や、歌詰橋工事に係る豊郷町と愛荘町の負担金割合などについて。人権政策課では、パソコン教室の運営状況や公営住宅入居申込みと空き住宅の状況、改良住宅分離工事の予定などについて。教育委員会では、処遇改善臨時特別交付金の対象や子育て支援センターの保育士謝金が減額の経過、一時預かり保育の実績と利用料金減免の考え方はどうか、夢の教室開催委託の内容と区域外就学の捉え方、中学校の人材派遣委託の業務内容についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決としました。

　以上で予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　次に、今村恵美子文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

今村文教民生

常任委員長　　はい、１０番。

河合議長　　今村議員。

今村文教民生

常任委員長　　文教民生常任委員会報告をいたします。

　去る３月４日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）、次に、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、去る３月１４日、委員５名全員出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

　議第１４号の審査では、歳入において、一般被保険者国民健康保険税が減額の背景と、一般被保険者医療費分の現年度・過年度分の現在の収納率と今後の見込みについて。一般被保険者第三者納付金の件数や災害臨時特例補助金の内容についてなど。歳出においては、一般被保険者療養給付費の内容や、一般被保険者高額療養費の実績数、運用基金積立金が伸びた要因についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　次に、議第１５号の審査では、歳入において、調整交付金を補正する理由と今後の率の見込み、率が変化する要因の確認。介護保険事業費補助金の補正背景や介護保険災害等臨時特別特例補助金とコロナの関係についてなど。歳出においては、認定訪問調査員報酬の増額の背景や、趣旨普及費が減額になった要因についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより議第１３号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１３号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１４号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１５号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１５号は委員長の報告のとおり可決されました。

　日程第１２、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算から日程第１７、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

　これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長　　はい、議長。

河合議長　　中島議員。

中島予算決算

常任委員長　　それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

　去る３月４日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算について、去る３月９日と１０日の２日間にわたって、委員１１名全員出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

　議第１６号の審査では、全体を通じて当初予算の積算内訳や取組の状況などが細かく質疑されました。

　質疑内容としては、税務課では、軽自動車税での不納欠損の対象件数やたばこ税の今後の見通し、滞納処分やネット公売の状況、固定資産税前納報奨金の推移と公共事業協力者への減額措置の予算区分についての考え方など。総務課では、株式等譲渡所得割交付金算定の仕組みや敷地使用料の対象確認と使用の状況、行財政使用料や和解調停で確定した債権も債権管理条例の対象になるのかの確認と、不良債権の有無、金額について。また、広域組合への建物貸付金額設定の考え方や地域活性化事業債で予定している使い道、自治区画再編積立金の今後の運用、補助事業における字と自治会運営の捉え方の整理、選挙ポスター掲示場設置箇所数の考え方と投票率アップに向けた検討状況、土地開発基金の今後の方向性、防災訓練の検討状況などについて。企画振興課では、就業構造基本調査の内容や町広報発行予算の電子回覧板導入後の変化の有無、広報とよさとを自治会ルート以外で配布している事例とその件数、近江鉄道沿線の除草作業の現状と今後の管理及び町の負担見込額と豊郷駅の有効活用について。また、中心公園清掃等の作業状況や空き家等対策計画策定業務と登記支援事業補助金の内容、空き家件数、頑張る自治区補助金の捉え方、移住支援金の内容などについて。住民生活課では、町内の外国籍者人数の推移や結婚新生活支援事業補助金の周知の状況、生ごみ減量作業者の勤務体系と作業状況、また、豊郷町廃棄物減量等地域住民団体活動推進補助金の対象確認と活動の内容、生ごみ処理機設置補助や枝葉粉砕機購入補助の実績状況、啓発ポスターの周知方法や粗大ごみ回収の状況と分別による資源化の状況についてなど。保健福祉課では、いきがいデイ利用料金の内訳と男性参加者の状況、障害者自立支援給付の人数と就労支援の進め方、そしてまた、重層的支援体制整備事業の内容と今後の取り組み方や、社会福祉協議会への補助金の内訳と介護保険事業などとの人件費経費の区分状況などについて。医療保険課では、出産育児一時金や未就学児均等割保険の件数、自立支援健康増進事業とお出かけ脳トレほっこり井戸端会議の事業計画の内容、ヒトパピローマウイルスの予防接種の対象者と今後の取り組み方針についてなど。産業振興課では、自転車貸付料の利用状況と今後の考え方、小口簡易資金の利用状況と預託金の計算方法について。また、耕作放棄地の増加や農地減少を食い止める農地保全の取り組み状況や、米価下落などに対する補助などの考え方、いきがい協働センター施設の稼働状況と高齢者のいきがい対策としての運用状況、また、今後の展開見通し、そして商工会補助金の算定根拠などについて。地域整備課では、施設整備費の内容や環境美化見回り隊の活動状況、安全安心住宅支援事業費補助金の内容と実績、除雪の委託内容と委託されていない道路部分の除雪対応に対する考え方、街路樹の剪定管理の状況、社会資本総合整備事業の内容と道路補修必要箇所の点検対応、大型車両の通行規制に対する考えと対策、緊急自然災害防止対策の事業内容などについて。上下水道課では、裁判調停になっている事業の状況について。人権政策課では、隣保館デイサービス登録人数と委託費の支払い方法の改善について。また、地域総合センター運営費等補助事業の位置づけと今後の見通しや、子どもを支える人権のまちづくり促進事業の内容についてなど。また、改良住宅売払いに係る鑑定額算出の考え方と譲渡の方向性、現在の保守状況と修繕に対する考え方、債権条例設立後の対応見込みや老人憩いの家などへの防犯カメラ設置の考え方はどうか、公営住宅駐車場の障がい者用区画設置と利用に対する考え方、改良住宅分離工事の費用軽減の工夫などについて。幼稚園や保育園では処遇改善に対する考え方や入園申込みと受入れの状況などについて。教育委員会学校教育課では、教育委員会の開催状況と協議の内容、コロナ感染防止で留意してきたことや情報提供の状況、学童職員の勤務体系やＰＣＲ検査の状況など。社会教育課では、龍ケ池の文化財調査終了の時期や公共施設維持の考え方、スポーツ人口を増やす取組の状況や、バンガロー跡地活用の具体的内容とグラウンドゴルフ場に係る検討委員会立ち上げの有無についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、反対討論、賛成討論ともに申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

　以上で予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　次に、今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長　　はい、１０番。

河合議長　　今村議員。

今村文教民生

常任委員長　　それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

　去る３月４日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算及び議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る３月１４日、委員５名全員出席のもと、町長、担当課長及び課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

　議第１７号の審査では、歳入においては、一般被保険者国民健康保険税予算の積算内訳や、国民健康保険運用基金繰入金と一般被保険者第三者行為求償金の内容、今後の統一に向けた見通しについてなど。歳出におきましては、高額療養費予算など各予算の積算内訳や、出産育児一時金の多子の取扱いはどうか、医療保険と介護保険に係る給付支援システム負担金の内容や、特定健康診査等事業の各検査受診状況と受診率を高める取り組み状況はどうか。ビワテクアプリ委託料の委託内容は何か。また、特定健診で聞き取りを行う際の個人情報の取扱いの状況についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　続きまして、議第１８号の審査では、歳入においては、第１号被保険者保険料の積算内容や、総合事業調整交付金・介護保険調整交付金の内容、保険料機能強化推進交付金の算定方法と他自治体との違いはどうかなどについて。歳出におきましては、各種審査会の委員構成と会議の開催状況について。介護認定の改善事例数や認定調査の実施件数と調査員人数の考え方について。居宅介護サービス給付費など前年比で予算額が大きく変わった項目について変更理由の確認。施設入所待機の状況はどうかと、医療と介護のすみ分けの仕組みについて。総合相談支援事業、権利擁護事業の実績と取組体制の状況、社会福祉士の配置状況などについて質疑がされました。

　質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

　続きまして、議第１９号の審査では、歳入においては、特別徴収、普通徴収の各対象人数と督促手数料を増額した状況、保険基盤安定繰入金や後期高齢者医療保険事業費補助金の内容についてなど。歳出においては、時間外勤務の状況についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

　以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　議長。

河合議長　　西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

　去る３月４日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る３月１１日、委員６名全員出席のもと、町長、担当課長の出席を求め、審査を行いました。

　議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算の審査では、水道使用料の件数は現在何件あって、水道加入金を予定している件数はどれだけを見込んでいるのか、配水管漏水修繕予算の積算内容と前年の修繕実績、修繕に至った原因について。また、メーター検針業務の人数と漏水を見逃さない取組の状況はどうか。水道技術管理者資格取得の状況と今後の受講予定はどうか。減価償却費と貸借対照表の関係や過年度損益修正損計上の仕組み、他会計負担金の内容、耐震化布設替工事の内容についてなどが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　続きまして、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算の審査では、下水道使用料の件数や雨水処理負担金の内容、長期前受金戻入の内容、水質検査委託業務やマンホールポンプ維持管理業務、本管清掃・マンホール目視調査業務や下水道管路カメラ調査業務の各業務内容と状況について。受益者負担金の内容や琵琶湖流域下水道事業市町負担金の算定根拠などが質疑されました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

　以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　議第１６号については、今村恵美子君他から修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。今村恵美子議員。

今村議員　　はい、１０番。

　それでは、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議の提案説明を行います。

　コロナ禍の２年間、町民の命と暮らしをどう守るかが予算編成の最大の課題となっています。そういう点から、町提出の令和４年度一般会計予算案を審査し、総額で不十分な点を１,２４０万８,０００円の増額修正を行いました。

　修正内容については、これから順次説明をさせていただきます。

　１つは、ページを開いてください。そこに、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算に対する修正案で、この第１条中、これは予算額ですけれども、原案に対して１,２４０万８,０００円を増額し、４８億６,６４０万８,０００円と改める、その説明として第１表歳入歳出予算補正を行っております。

　次のページを開いてください。

　ここには、令和４年度豊郷町一般会計予算修正に係る説明書ということで、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括、歳入歳出に関しまして、町本年度予算額に対する修正、繰入金、款のところでの修正を繰入金、また、歳出の方では、款３民生費、款４衛生費の増額修正を行いました。

　その下に、明細説明として、２、歳入、款１８の繰入金の説明をさせていただいております。

　項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、これにつきまして増額修正ということで、１,２４０万８,０００円の増額修正を行いました。

　次のページに行ってください。

　次のページは明細説明の歳出の部分です。歳出で増額修正をしました箇所を説明いたします。

　款３民生費、項１社会福祉費、目２の老人福祉費。ここでは、後期高齢者リフレッシュ交付金ということで、１８番、負担金補助金及び交付金のところで増額をいたしております。内容は、今、年金が下がったと、今年、政府は６５歳以上の方々に対して給付金も考えていると、政府もそういうことを申しております。豊郷町ではこれまで、国が進めた給付金に町独自の上乗せ給付金をしていただいて、本当に町民の皆さんに喜ばれています。そういった観点で、特に今、高齢者がコロナ禍で本当に家で困っておられる状況を鑑み、７５歳以上の高齢者約９００人を対象に５,０００円のリフレッシュ交付金を増額で予算化しました。

　次の目４国民健康保険費のところでは、今年は国民健康保険税が引き下げられて、本当に国保世帯の方には喜ばれると思います。でも、豊郷町は、もう既に国保会計に対しては、一般会計から法定外繰り出しとして、手厚く高校卒業までの医療費無料化や、独自に保険事業もやっていただいています。それで、国の方は、均等割は子どもの場合、小学校入学前までで今回取り組みますが、それに対して町は、さらにこれからそれはもっと進めなければいけない立場で、積極的に、小学生から高校卒業まで１７７人分、その費用として均等割保険税分を１６７万円、町の増額として提案いたします。

　次に、目１２障害福祉費、これは、ここで上がっておりますのは補聴器購入費助成事業助成金拡充ということで、令和２年度、要綱もつくられましたので、原案でも２５万円予算化はしていただいているんですが、これは対象が住民税非課税の方なんですね。そういった方で申込みに行ったら、あなたは住民税非課税じゃないから駄目だと言われてがっかりしたという人に私は何回かお会いしましたので、せめて住民税非課税以外の非課税基準の１.２倍、３倍ぐらいまで、政府の１.２倍、３倍ってよくあり、要綱変更もできますので、そういった面で、上限２万５,０００円なので、件数をあと１０件増やして２５万の拡充を提案いたします。

　次に、款３民生費の項２児童福祉費に入ります。この目１児童福祉総務費、ここにありますのは、これは学童保育の会計年度任用職員、フルタイムの方です。豊郷町でも、日栄のひまわり学童保育、それから、豊郷町のにこにこ保育で学童保育を設置していただいております。今年度の申込み状況は、それぞれ、ひまわり学童保育では７７人いましたが、不承諾、入れなかった人が１５人出ました。また、にこにこクラブの方でも、６９人の保護者が申し込まれたけど、９人不承諾。その特徴的なのは、高学年をお断りしています。しかし、今、共稼ぎ世帯は、本当に２人夫婦で働いて生活が成り立っているということでは、学童保育は本当に生命線なんですね。そういったことで、町でその手当をしていくということで、フルタイム会計年度職員の１名分の給与、そして、職員手当、共済費を上げました。フルタイムという人は午前中から仕事に入ります。ですから、両方の学童保育を見ながら、豊郷はいいことに町立でいっぱいやってくださっていますので、行ったり来たりもできます。そういうことをすごく保護者のニーズに合わせてお願いしたいと思っております。

　次、１８番、負担金補助金及び交付金ですね。これは「待機児童ゼロ」検討会助成金５０万円ですけれども、これも、今年の幼稚園、保育園の申込み状況を見て、町は、愛里保育園で定数８０人に対して申込みが８３人、これは２月７日現在ね。崇徳保育園が定数８０人に対して９６人。豊郷幼稚園は、定数１７０に対して申込み数が５６人。この中で、町としては、当初から愛里保育園と崇徳保育園は国も規制緩和しているので全員受け入れましたけれども、豊郷幼稚園では、これまで３年保育をやってきましたが、非常に人数の申込みが減っている状況です。この問題で、やっぱり待機児童をなくすというためには、町が既存の幼稚園、また保育園施設を活用して待機児童をゼロにする、こういったことを積極的にイニシアチブを持って検討しなくてはいけないと、そういったことを立ち上げていただきたいということで、検討会の助成金の予算をつくりました。

　次に、その次のページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目２の予防費で、ここに増額補正をしたのは、なかなか６波もいつ終わりが来るのか分かりません。町も随時はやっていただいていますが、私は、やはり６波の特徴は、無症状感染者が多く、小・中学校、幼稚園、保育園、学童保育、町役場、町内エッセンシャルワーカーといった方に対しても、その感染拡大を予防する必要があると思っています。県の保健所の限定した濃厚接触者だけでは、もう感染拡大を予防できません。町独自にＰＣＲ検査、また、抗原検査キット、抗体検査、子どもでも無症状でかかって治っている子もいるんですね。ですから、そういったことを小・中学校でも積極的に拡大する、そういった分で、約１,０００人分、抗体・抗原検査は何百円の世界で安いですから、そういったことも町も積極的に踏み込んで、こういったことを町民にアピールする必要があるということで予算化をいたしました。

　以上、明細説明を行いまして、今回の町の議第１６号の豊郷町一般会計に対する修正動議の提案説明といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。

　まず、議第１６号の原案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員　　議長。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　原案ですね。

河合議長　　はい、原案です。

西澤博一議員　　それでは、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算に対して、賛成の立場から討論を行います。

　第５次豊郷町総合計画に挙げる目標実現に向け、歳入歳出それぞれ４８億５,４００万の予算規模でありますが、本予算の財政構成率を見ていると、自主財源が５０.６％、依存財源が４９.４％になっております。この比率は、私が議員になってから初めて見た数字だと思っております。いつも自主財源は５０を割っておったと思います。

　この予算の内容といたしまして、頑張る自治区応援プログラム補助金や自治会施設整備事業補助金など、また、高齢者支援の取組や、新事業、重層的支援体制整備移行準備事業、そしてまた、障害者自立支援給付事業など、細かく支援されているかと思われます。また、自然災害防止対策として、歌詰橋橋梁補修・補強第２期工事や農業用水配水施設の長寿化に向けた龍ケ池の改修工事、そして、交通安全対策の整備なども予算に盛り込まれております。教育関係においても、学校給食費やスポーツ公園、バンガロー跡地の整備工事などが組み込まれるなど、全体として、おおむね町民の方々へのサービス向上が一定反映された予算であると考えることから、本予算の賛成として速やかな実行を求めるものであります。

　加えて、今年度も多くの方々から頂いたふるさと納税の貴重な財源を今後も確保していくに当たっては、返礼品の米、肉等だけではなく、いろいろな種類の品の開発に向けて、生産者と事業主との連携を進めていくとともに、各課においても、より一層の知恵と努力と工夫が必要であることを一言付け加えて私の賛成討論といたします。

　以上です。

河合議長　　次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

鈴木議員　　原案に対する反対討論。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　それでは、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算に対する反対討論を行わせていただきます。

　今、地方自治体行政に求められる焦眉の課題は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことだと思います。豊郷町は、今朝の新聞報道によりますと、累計で感染者が３５１名、お隣の甲良町が２００名、多賀町が２４４名と、犬上郡内では一番多く感染者が発生しています。もちろん、感染は自然界で発生することでありますから、誰の責任でもありませんが、その予防、感染が発生した場合の対応は人的に行うことができます。その意味で、感染予防、感染拡大に今行政が一番積極的に力を入れることが大変重要だと思いますが、残念ながら、この予算案にはその姿勢が見えませんので、反対とさせていただきます。

　以上です。

河合議長　　次に、修正案に対する反対討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　それでは、次に、会議規則第５３条に基づき、私が討論の発言をいたしますので、地方自治法第１０６条により副議長と交代いたします。

　暫時休憩いたします。

（午前１０時０５分　休憩）

（午前１０時０６分　再開）

村岸副議長　　それでは、再開します。

　それでは、地方自治法第１０６条により議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

　討論を続けます。ほかに討論はありませんか。

河合議員　　議長、修正案に対して反対討論。

村岸副議長　　河合勇議員の討論の発言を許します。

河合議員　　それでは、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算に対する修正案に反対の討論を行います。

　予算の修正を議会が提案することは本来の役割ではありますが、増額修正については特に慎重に取り扱う必要があると考えますが、どうでしょうか。今回の増額修正の内容は、町の発案権の侵害に抵触しないかという点で疑問もありますが、何よりも、予算の増額修正をする場合には、議会は町と調整を行い、妥当な結論を見いだすのが望ましいとの政府見解がされてあるように、そうした協議の過程を重ねた後に初めて増額修正をするものであろうと考えます。町長、執行部との協議の過程を飛び越えて増額の修正を議論することは適当ではないと考えることから、この修正案には反対といたします。議員個々の自己判断でよろしくご賛同をお願いします。

村岸副議長　　次に、原案に対する賛成討論を許します。

議　　員　　なし。

村岸副議長　　次に、修正案に対する賛成討論を許します。

議　　員　　なし。

村岸副議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

村岸副議長　　ないようですから、討論を終結いたします。

　これより議第１６号を採決いたします。

　まず、今村恵美子君ほかから提出されました修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、少数）

村岸副議長　　起立少数でありますので、よって、修正案は否決されました。

　修正案は否決でしたので、次に、原案の議第１６号について起立によって採決いたします。議第１６号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、多数）

村岸副議長　　起立多数であります。よって、議第１６号は原案のとおり可決されました。

　議第１６号の表決が終了いたしましたので、私が地方自治法第１０６条により議長の職務を行うことは終了いたしました。河合議長、議長席にお戻りください。

　暫時休憩いたします。

（午前１０時１４分　休憩）

（午前１０時２４分　再開）

河合議長　　これより再開いたします。

　これより議第１７号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋直子議員。

高橋議員　　それでは、議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

　令和２年度国民健康保険事業特別会計決算の決算剰余金は約１,５００万円、さらに、令和２年度決算での国民健康保険運用基金は約５,５７０万円で、合計約７,０００万円ありました。そして、令和３年度国民健康保険事業特別会計を見ると、コロナ禍の中で基金はさらに増える傾向です。

　この間、コロナ不況で国保加入者の暮らしは疲弊しており、高過ぎる国民健康保険税を払うに払えない世帯が約２割いる状況です。この中で、町が今回、国民健康保険加入者一人当たりで平均５,３９５円引下げを決断したことは、国民健康保険加入者の命と暮らしを守る上で大変評価できることです。また、就学前の子どもたちの均等割、資産割を減免したことも一歩前進です。年度末には６,６２０万８,０００円になるとの予定の基金を使って年齢枠をさらに１８歳までと拡大することの検討を始めることを求めた上で賛成といたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１８号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員　　議長、反対討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員　　それでは、議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についての反対討論を行います。

　豊郷町の第８期介護保険料は、標準額、月額６,４００円であり、県下１９市町平均標準額６,１２７円より３７３円高い金額です。そして、第８期計画１年目の令和３年度介護保険給付額は、コロナの影響もあり、計画より実績見積りは約９２％の状況であり、また、国から支出される財政調整交付金も、計画値４.１８％よりも高く、４.４９％です。これは、令和３年度介護保険事業会計は黒字が出る可能性が高いと考えられます。豊郷町の第７期の最終年度になった令和２年度決算では約２,７００万円の黒字で、さらに、介護給付費標準基金は約２,５００万円であり、第８期介護保険料８０円の引下げに活用されました。この状況から考えれば、介護保険事業の保険料と利用料の町独自軽減は可能です。

　年金が下がり、コロナ禍における物価高の下に、高齢者の生活はますます苦しくなる一方です。介護保険料は原則年金からの天引きをされるので、町民からは、高過ぎる介護保険料をさらに引き下げてほしいという声があふれています。また、豊郷町の高齢者は低所得世帯が多い実績なので、必要な介護サービスが受けられない状況ともなっています。豊郷町の高齢者が安心して介護サービスを受けられるように抜本的に改革するために、国の国庫負担金を措置制度であった２０年前のように２分の１に引き上げることが必要ですが、岸田政権は反対に社会保障費の削減を進めています。だからこそ、暮らしを守る防波堤としての町の役割が求められ、特段の手当が必要だと考えます。

　これまでも、自治体独自施策を行っている例を挙げて、一般会計からの繰入れや町独自の減免制度の充実を求めてきましたが、今回の予算を見ましても、国、県の言いなりで、町内６５歳以上の高齢者の実情に合っていないと判断し、本会計予算には反対といたします。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

日比野議員　　はい、議長。

河合議長　　日比野議員。

日比野議員　　議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算について賛成討論を述べます。

　この予算編成は、国の政策の下、現在の少子高齢化の中、持続可能な予算編成であり、各事業でのサービス給付費等は十分に検討・考慮されており、一時の空白も許されません。早急なる成立が必要です。よって、議員諸君の賛成、賛同をお願いして賛成討論といたします。

　以上です。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、議第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第１９号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員　　議長、反対討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋議員　　それでは、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、反対討論を行います。

　この制度につきましては、かねてより指摘していますが、７５歳以上の高齢者を国民健康保険から切り離し、そして、この制度に置き換えたことによりまして、国保よりも保険者の実態把握や生の声が届きにくい、こういう状況となっています、制度そのものに問題がある、その立場で反対といたします。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

日比野議員　　はい、議長。

河合議長　　日比野議員。

日比野議員　　それでは、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について賛成討論を申し上げます。

　これも、先ほどの介護保険と同様、国の政策の下、現在の少子高齢化の中で、ポイントは持続可能、要するに、上げようと思えば、一時的にはどれだけでも上げることは可能なんですけども、やはり持続可能な予算編成をされており、十分に検討・配慮された予算編成となっていると思いますので、早急に成立させることが必要です。議員諸君の賛同をお願いして賛成討論といたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第１９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、議第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第２０号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第２０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

　これより議第２１号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　次に、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第２１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

　日程第１８、請願第１号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

　これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　議長。

河合議長　　西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

　去る３月４日、本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第１号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書について、去る３月１１日、委員６名全員出席のもと、審議を行いました。

　審議では、意見書送付の場合の提出先の確認や、近隣市町の状況について質疑がありました。

　質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で採択と決しました。

　以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより請願第１号の討論を行います。討論はありませんか。

中島議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論を許します。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

中島議員　　はい、議長。

河合議長　　中島政幸議員。

中島議員　　請願第１号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書に対する賛成討論を行います。

　再審は、無実の人が救済される最後のとりでです。罪を犯していない人が犯罪者として法に制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。全国でも、２０１０年、足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から、２０１６年、東住吉事件に至るまで、重罰事件の再審無罪が続き、滋賀県内でも２つの再審裁判があり、再審無罪が確定いたしました。

　２０２０年、湖東記念病院人工呼吸器事件でも、２０１７年、大阪高裁で再審決定が出されたにもかかわらず、検察が最高裁に特別抗告をし、時間ばかりが経過しました。２０１９年に最高裁で再審開始が決定され、２０２０年３月に無罪が決定いたしました。

　また、日野町事件では、犯人とされた方が亡くなり、その後、家族が引き継ぎ、２０１８年に大津地裁で再審決定に対する検察による不服申立て、上告で大阪高裁に審理が移り、今年５年目を迎えていますが、いまだに再審開始の決定がなされていません。

　裁判所が、再審請求人、検察両者の言い分を聞き、裁判所が出した再審請求決定に従い、異議があれば法廷で争うのが司法民主主義のあるべき姿です。これらの事件の再審開始が認められ、無罪となる過程では、検察が開示しなかった捜査で集めた証拠が明るみに出て無罪になるケースが圧倒的です。２０２０年、湖東記念病院人工呼吸器事件でも、隠された解剖所見が明るみになり、無罪の決定証拠になりました。

　以上の点を踏まえ、請願第１号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書に対する賛成といたします。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　請願第１号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、請願第１号は採択することに決定されました。

　本日、請願第１号が採択されましたので、意見書の内容打合せのため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。議会運営委員会委員は委員会室にお集まりください。ほかの方は自席でお待ちください。

（午前１０時４１分　休憩）

（午前１０時４７分　再開）

河合議長　　再開いたします。

　本日、請願第１号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付するにあたり、意見書第１号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

　お諮りします。

　本日の議事日程に、意見書第１号を追加し、日程を変更して、追加日程第１９として議題とすることにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、意見書第１号を日程に追加し、日程を変更し、追加日程第１９として議題とすることに決定いたしました。

　ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長　　（日程配布）

河合議長　　日程第１９、意見書第１号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木勉市議員。

鈴木議員　　刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）。

　日本弁護士連合会のまとめによると、１９１０年代から２０００年代までの冤罪事件は１６１件あり、しかも氷山の一角だと言われています。そして再審無罪を勝ち取るまでに例えば吉田岩窟王事件（１９１３年、名古屋市）は５０年、加藤老事件（１９１５年、山口県）は６２年、昨年５月に国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨城・布川事件は４４年かかっており、再審は開かずの扉、針の穴にラクダを通すようなものと例えられ、当事者・家族には想像を絶する困難が伴う状況です。

　現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は１９か条、４３５条から４５３条のみで、極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから、再審格差が起こっているのが実態です。

　再審制度の抱える問題点は、１つは、捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めた全ての証拠は、有罪立証に有利、不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきと考えます。

　２つは、検察官の不服申立て、上訴です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、結果として多くの時間を費やし、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。再審開始決定に対する反論は、再審公判の中で主張立証する機会があることから、上訴は禁止すべきであると考えます。

　３つは、前述の再審法（刑事訴訟法の再審規定）を通常審のように整備し、環境を整え、再審審理において過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。

　以上のことから、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求めます。

　１つ、再審における検察手持ち証拠の全面開示。

　２つ、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

　３つ、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の整備。

　以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

　令和４年３月２４日、滋賀県犬上郡豊郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣様。

　以上です。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　これより意見書第１号について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより意見書第１号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　意見書第１号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案を採決いたします。

　意見書第１号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、意見書第１号は原案どおり可決されました。

　なお、意見書第１号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

　日程第２０、請願第２号政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願を議題といたします。

　これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　議長。

河合議長　　西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長　　それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

　去る３月４日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第２号、政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願について、去る３月１１日、委員６名全員出席のもと、審議を行いました。

　審議では、請願で求めている内容の提出先はどこの機関を対象にしているのかの問いがあり、豊郷町長に対してのものであるとの確認をしました。また、近隣市町等の状況はどうかの質疑がありました。

　質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で採択と決しました。

　以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長　　慎重審議、ご苦労さまでした。

　これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより請願第２号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議　　員　　なし。

河合議長　　次に、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　請願第２号政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願に対する賛成討論を行います。

　長く続くコロナ禍の中で、保育所、学童保育所などに勤務されている皆さんは、非常にご苦労をされて子どもたちのケアをされています。これらの職種は、今もその人材確保が非常に厳しい状況でありますが、ポストコロナを見据えての処遇改善は必要であり、賛成といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　請願第２号政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、多数）

河合議長　　起立多数であります。よって、請願第２号は採択することに決定されました。

　なお、請願第２号政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願は、豊郷町議会として豊郷町長へ送付いたします。

　議会広報常任委員会委員の辻本勇議員から、広報常任委員会委員の辞任願が今定例会中に提出がありました。

　日程第２１、議会広報常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

　それでは、地方自治法第１１７条の規定により、辻本議員の退場を求めます。

辻本議員　　（退場）

河合議長　　これより事務局長に辞任願を朗読させます。

事務局長　　令和４年３月１０日。豊郷町議会議長様。議会広報常任委員会委員、辻本勇。辞任願。このたび一身上の都合により議会広報常任委員会委員を辞任したいので、許可されるよう願い出ます。

　以上です。

河合議長　　お諮りいたします。

　辻本勇君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認め、よって、辻本勇君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

　辻本議員の入場を許します。

辻本議員　　（入場）

河合議長　　採決の結果を報告いたします。

　辻本勇議員の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

　日程第２２、議第２２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　ただいまは３月４日の本会議において提案させていただきました全議案をご承認いただきまして誠にありがとうございます。執行に当たりましては、全職員一丸となって執行させていただきますので、議員の皆さん方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

　それでは、最終日に補正予算１件を追加させていただきました。議第２２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）を説明させていただきます。

　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６,９１０万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を６６億２,６８７万５,０００円とするものでございます。

　歳入では、法人事業税交付金２,０９４万円、地方消費税交付金１,１１２万１,０００円、地方交付税７,６９５万４,０００円、国庫支出金７６１万８,０００円を追加するとともに、地方特例交付金１,００７万５,０００円、繰入金１,８６０万７,０００円を減額するものであります。

　次に、歳出では、公債費６,９１０万５,０００円を増額するものであります。

　繰越明許費の補正は、第２章繰越明許費補正のとおりであります。

　この後、担当の課長から補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　それでは、私から、令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）の説明をいたします。

　歳入では、６ページ、款６法人事業税交付金、項１法人事業税交付金、目１法人事業税交付金２０９万４,０００円の追加、款７地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金１,１１２万１,０００円の追加、７ページ、款９地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金１,００７万５,０００円の減額、款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税７,６９５万４,０００円は特別交付税の追加、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金７６１万８,０００円のうち社会資本整備総合交付金３６１万８,０００円は防災安全交付金の追加、次に、臨時道路除雪事業費補助金４００万円は雪寒道路の除雪費の追加です。

　８ページ、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金は１,８６０万７,０００円の減額です。

　歳出では、９ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、目１道路維持費については、歳入の国庫補助金分を補正額の財源内訳において調整しております。

　あと、款１１公債費、項１公債費、目１元金６,９１０万５,０００円を追加しております。

　次に、戻りまして３ページ、第２表繰越明許費補正、①追加のとおり、款３民生費、子育て世帯への臨時特別給付金事業として４０万１,０００円を追加しております。

　以上で説明を終わります。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員　　はい、議長、６番。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第２２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）につきまして質疑をさせていただきます。

　まず、３ページの繰越明許費補正について、これは子育て世帯への臨時特別給付金事業とあります。今年度中にできないだろうと判断なされたその背景と、これについては本当に報道等でも明らかなように、本来受け取るべき人にちゃんと届くのかというのが問題化されていますけれども、私たちのこの豊郷町の場合はどんな給付具合かというのと、まだしっかり特定できていないからこういうことになっているのかなどの説明をお願いいたします。

　それから、歳入の部の６ページですね。法人事業税交付金が２０９万４,０００円見込めているということですけれども、この背景がどうだったのかというのを教えてください。

　以上です。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　はい、議長。

　私の方からは、３ページの繰越明許費についてのご説明をさせていただきます。

　この事業につきましては、対象児が令和４年３月３１日生まれまでの児であり、出生後の受付となるために、３月中に生まれて４月に届出をされる見込み分を計上させていただいております。給付金分４０万円と振込手数料１,０００円の４０万１,０００円を計上させていただきました。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の質疑にお答えします。

　滋賀県への法人税の納入が多かったため、市町への配分が増加したということでございます。

河合議長　　再質疑ありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

今村議員　　はい、１０番。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　議第２２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）について、最初、１ページですね。１ページで、歳入歳出予算補正ということで、歳入の部分の中で、款１０の地方交付税、特交が確定したので補正が上がっているなと思いましたが、この地方交付税額１５億６,６２３万２,０００円ですけれども、近年、町の歳入予算の中では久しぶりに１５億になるんだなと思って、多いなと思いました。この３年度に地方交付税が増えた要因、普通交付税ならびに特別地方交付税について増えた要因について説明をしてください。

　続いて、７ページ、款９地方特例交付金、項１地方特例交付金の目１地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金がここで減額措置で１,００７万５,０００円となっておりますが、この減額措置というのは、どういう中身でこの減額措置になっているのか、説明をお願いいたします。

　それから、次は９ページですね。歳出の方です。先ほど山田課長から、款１１公債費、項１公債費、目１元金で、繰上償還元金ということで６,９１０万５,０００円、今回歳入が増えましたのでこういう措置をされたんだなというのは想定はできるんですが、この６,９１０万５,０００円というのは、どこの何の公債を繰上償還する予定なのか、その内訳を説明お願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　まず、１ページの地方交付税が１５億円を超えた増額の要因は何かということでございますけども、まず１点、普通交付税につきましては、今までこの議会で述べてきましたように、人口の維持の部分とか、中学生の人数の増加の分類のところがちょうど増加のところに当たっているとか、デジタル庁ができた関係で２,２００万円の交付税の増加があったことによる普通交付税の増加がありました。３月の補正でも上げましたように、最終、見直した時点でもさらに増加があったので、普通交付税は伸びているということでございます。

　次に、特別交付税につきましては、道路分につきましては１,３７６万円、特殊事情分につきましては３億２,３２４万８,０００円ついております。特殊事情分につきましては、２町陳情で行いました財政力が弱いということと、あと、甲良町と豊郷町はかなり費用を除雪費に充てましたので、その分も見ていただくよう国と滋賀県の方に陳情した分が見込まれているのではないかと考えております。

　あと、新型コロナの特別交付金につきましては、これは去年からある交付金でしたので、それが今年度は減額になったということでございます。

　あと、９ページの公債費の償還はどの項目を償還するんですかということですけども、平成２８年度に借り入れしました近畿ろうきんの臨時財政対策債の公債費を４年以降５年間、令和９年３月２５日までの償還期間ですので、全て返還するということでございます。

　以上です。

河合議長　　再質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　７ページの土木費国庫補助金と９ページの歳出の道路維持費との関係ですが、歳入は、社会資本整備総合交付金が３６１万８,０００円、臨時道路除雪事業費補助金が４００万円で７６１万８,０００円、入りの方は説明がされているんです。で、出の方は７６１万８,０００円で全部ひっくるめられているんです。これ、通常は事業名ごとに、ここに説明が今まではされていると思うんですが、本来そうすべきじゃないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

総務課長　　はい、議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の質疑にお答えします。

　この件につきましては、補正額はゼロなので、補正額の財源内訳を変更したということでございますので、説明のところはなしにさせていただいたということでございます。

河合議長　　鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　はい、鈴木議員。

鈴木議員　　補正がゼロという説明は分かるんです。でも、入りが２つも事業費で来ているんです。だったら、出の方もそれで説明をして、今回は補正はゼロだというふうにすべきじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　はい、議長。

　鈴木議員の再質疑にお答えします。

　ここの説明にはちょっと載せられませんので、今後は、詳細の課長説明のときには、必ず説明の中に詳細を入れて説明することにさせていただきます。

河合議長　　鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより議第２２号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　これより議第２２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１２号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、議第２２号は原案どおり可決されました。

　日程第２３、発議第２号、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案を議題といたします。

　提出議員である西澤博一議員の説明を求めます。

西澤博一議員　　議長。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　それでは、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議（案）であります。

　ロシアは２月２４日、武力による威嚇または武力の行使を慎むよう求めた国連憲章及び国際法を踏みにじり、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するという明らかな侵略行為を続けていることは、一方的かつ身勝手な理由の下にウクライナ国民の尊い命を奪い、国際社会の平和と秩序、安全を根底から脅かす蛮行であり、愚行であり、断じて許すことはできません。

　この軍事侵攻では、軍事施設だけではなく学校や病院、民間施設などをも攻撃しており、女性や幼い子どもたちを含む一般市民にも連日多くの死傷者が出ている状況であります。ウクライナからの避難民は３月１１日には２５０万人を超えたとの報道があり、国連が避難民を４００万人に達すると想定するまでの悲惨な状況となっております。

　しかも、プーチン大統領は核戦力を「特別体制」に引き上げたことを表明しており、このことは核兵器で世界諸国を威嚇するものであり、人類破滅の核戦争に道を開く危険極まりない所業であり、唯一の戦争被爆国の国民として怒りを込めて強く非難するものであります。

　このような形で推し進められる現状変更の行為は決して許されるものではなく、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退し、国際社会の速やかな平和が実現することを強く求めるものであります。

　以上、決議案でございます。よろしくお願いいたします。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより発議第２号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　議長、賛成討論。

河合議長　　討論の申し出があります。これより討論に入ります。

　まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議　　員　　なし。

河合議長　　続きまして、本案に対する賛成討論を許します。

中島議員　　はい、議長。

河合議長　　中島政幸議員。

中島議員　　それでは、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案に対する賛成討論を行います。

　この強行された軍事侵攻は明白な国際法違反、国連憲章違反で、決して許されるものではなく、人権と対話を無視するなど、世界平和を脅かし、国際社会の安全、秩序を著しく損なう暴挙にほかならず、世界の恒久平和は誰しも望むところであり、たとえどんな理由があっても、このような軍事的暴挙は断じて容認できず、武力行使による解決は看過することができない。

　以上の点を踏まえ、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案に対する賛成討論といたします。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

今村議員　　はい、議長、賛成討論。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案に対する賛成討論を行います。

　豊郷町議会は、平成２年に豊郷町恒久平和町宣言に関する決議を議決し、世界の恒久平和は人類共通の願いであり、世界唯一の核被爆国の国民として被爆の惨禍を繰り返してはならないと宣言しています。その点で、ロシアのプーチンによる核攻撃もあり得るとの発言は断じて許すことはできません。

　また、私の所属する日本共産党は、どんな国であれ、覇権主義的な干渉、戦争、抑圧支配を許さず、平和な国際秩序を築くことを党の綱領に掲げる政党です。旧ソ連のチェコ侵略や、アメリカによるベトナム戦争、イラク戦争にも一貫して反対してきました。さらに、中国に対しても、東シナ海、南シナ海での覇権主義的振る舞いは国際法を踏みにじる行為だと批判してまいりました。今回のロシアのウクライナ侵略戦争も、同じく覇権主義的な行為で、許してはなりません。

　豊郷町議会から、この決議をロシア・プーチンに送り、ウクライナへの攻撃を直ちにやめさせるため、世界の人々と連帯し、声を上げるときだと考えます。よって、決議案に賛成を表明いたします。

河合議長　　ほかに討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　これより発議第２号、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、発議第２号は原案どおり可決されました。

　日程第２４、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について。予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について。議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

　これをもちまして、本定例会に提出をされました全議案を議了いたしました。

　続きまして、長谷川住民生活課長が今月末日をもって定年退職されます。退職に際し、長谷川住民生活課長よりご挨拶の申し出があります。長谷川住民生活課長、お願いいたします。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　まずは、私のためにこのような機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。

　私は、この３月末をもちまして定年退職を迎えることとなりました。私の場合、豊郷町に奉職いたしましたのは平成１２年４月からということで、町職員の期間は僅か２２年間ということでございます。それ以前は、昭和５７年４月から、土地改良区職員としまして、圃場整備などの土地改良事業に携わりました。両方を合わせますと、計４０年間、豊郷町にお世話になったことになります。

　何の取り柄もない私ですけども、定年まで勤めてこられましたのは、土地改良事業や町の事業におきまして、議員の皆さんをはじめ、区長さんをはじめとする地域の役員の方々のご協力をいただいたこと、また、何よりも職場の仲間に恵まれたことが大きなことだと思います。

　４月からは、再任用職員としましてこれからも頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

　議会議員の皆様におかれましては、お体をご自愛いただきまして、今後ますます町政発展のために議会活動にご尽力いただきますことをご祈念申し上げます。

　最後になりましたが、豊郷町ならびに豊郷町議会のますますの発展と、議員の皆様ならびに職員の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、定年退職の際の挨拶とさせていただきます。本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。（拍手）

河合議長　　長谷川住民生活課長には、本町行政のリーダーとして長年ご尽力いただき、ありがとうございました。高所からではございますが、心から敬意と感謝を申し上げます。今後は、健康に十分留意され、ますますご活躍くださいますよう心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが送別の言葉とさせていただきます。ご苦労さまでした。

　それでは、本日の会議を閉じます。

　これにて、令和４年３月第１回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時２９分　閉会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和４年３月２４日

　　　　豊郷町議会議長

　　　　豊郷町議会副議長

　　　　議　　　　　員

　　　　議　　　　　員